

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和8年8月28日

沿岸広域振興局長 村 上 聡

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 イオンタウン株式会社
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン釜石 釜石市港町二丁目1番1号
- ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
- エ 変更の年月日 令和8年7月24日ほか
- オ 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名の変更のため

(2) 届出年月日 令和8年8月17日

(3) 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び釜石市役所

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 大槌商業開発株式会社
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 シーサイドタウンマスト 上閉伊郡大槌町小槌第27地割3番地4
- ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
- エ 変更の年月日 令和8年3月1日ほか
- オ 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名の変更のため

(2) 届出年月日 令和8年8月17日

(3) 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び大槌町役場